



cutting through complexity

「IASBのIFRS第9号に係る暫定決定及び保険契約プロジェクトとの関係への言及は、IASBが保険契約プロジェクトのスケジュールに真摯に取り組んでいることを示している。」

—KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS
保険リーダー

Joachim Kölschbach



グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2014年2月に行われたIASBのIFRS第9号の強制適用日についての審議、及びFASBの保険契約プロジェクトについての審議を取り上げています。

ハイライト

IFRS第9号の適用日

- IFRS第9号の強制適用日は2018年1月1日になる予定である。

FASBの保険契約プロジェクトの今後の方向性

- FASBは現行のU.S. GAAPの限定的な改善について検討し、適用範囲を保険会社に限定する予定である。
- プロジェクトの今後の方向性についてなされた決定により、IASBとFASBの保険契約プロジェクトのさらなるコンバージェンスは、極めて限定的なものとなる可能性が高い。

保険契約プロジェクトに係る最新の展望

これまでの経緯

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの現在のフェーズの作業を開始した。さらに最近になって、IASBは2013年6月、保険契約の改訂案に対してコメントを募集するために公開草案「保険契約」(ED/2013/7)（以下、本公開草案）を再公表した。KPMGは2014年後半または2015年初めよりも前に最終基準書が公表されることはないと考えている。

FASBは2008年の後半から保険プロジェクトに加わり、2010年にディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表した。さらに最近になって、FASBは2013年6月、会計基準更新書（Accounting Standards Update）案「保険契約」（以下、ASU案。本公開草案と合わせて「2013年の提案」）を公表した。

IASBとFASB（以下、両ボード）は多くの点で合意するも、適用範囲及び測定モデルにおいて重要な差異を有していた。

その他の基準との関係

金融商品会計基準及び保険契約会計基準は保険者の財政状態計算書の大部分をカバーすることから、両ボードは、その検討過程で、金融商品会計基準においてなされた多くの決定について考慮しており、その中には、当該基準と保険契約会計基準がどのように関係するか、ということも含まれていた。

両ボードは、その他の既存の基準や将来のプロジェクトが、保険契約の会計に十分に対処したものか否かについても検討しており、その中には収益認識に係る提案が含まれている。2013年の本公開草案に含まれる提案事項の多くは、両ボードの収益認識に関する共同提案に合わせて設計されている。

2014年2月のボード会議

IASBは金融商品会計基準についての審議において、IFRS第9号の強制適用日を2018年1月1日とすることを暫定的に決定した。この暫定決定により、保険者は新しいIFRSの金融商品会計基準と保険契約会計基準を同時に適用することが容易になるかもしれない。

FASBは2月19日のボード会議において、保険契約プロジェクトの今後の方向性について以下の決定を行った。

- 短期契約については、認識及び測定に関する現行のU.S. GAAPを変更せずに、開示についての限定的な改善に労力を集中する。
- 長期契約については、現行のU.S. GAAPに対する限定的な改善に取り組んだ後、これらの改善をIASBの決定したビルディング・ブロック・アプローチと比較して評価を行う。

現行のU.S. GAAPと同様に、保険契約プロジェクトの適用範囲は保険会社に限定され、保険契約を発行する他の会社に拡大されない予定である。ただしFASBは、非保険会社が発行した契約がプロジェクトの進展に伴って適用範囲に加えられる可能性があるとしている。

内容

IFRS第9号の適用日	3
保険契約プロジェクトの今後の方向性(FASB単独)	4
マイルストーンと今後のスケジュール	6

IFRS第9号の適用日

IFRS第9号の強制適用日は2018年1月1日になる見込みである。

論点

2013年11月、IASBはIFRS第9号「金融商品」の強制適用日（すなわち、2015年1月1日）に関する記述をIFRS第9号（2013年版）の公表によって正式に削除し、強制適用日を2017年1月1日以降とすることを暫定的に決定した。今月、IASBは強制適用日について再審議した。再審議においては、保険契約プロジェクトとの関係及び予想信用損失モデルの導入に必要な準備期間に焦点が当てられた。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは以下の代替案を提示した。

代替案 A	2017年1月1日以降開始事業年度
代替案 B	2018年1月1日以降開始事業年度

IASBスタッフはどちらの代替案についても推奨していない。しかしながら、以下の主要な判断基準を考慮すべきと考えた。

- IFRS第9号と保険に関する提案との関係
- 予想信用損失モデルを高い水準で導入するのに要する準備期間
- 財務報告の改善の必要性

IASBの決定

IASBはIFRS第9号の強制適用日を2018年1月1日とする暫定的決定を決定した。

KPMGの所見

この暫定決定により、保険者が新しいIFRSの金融商品会計基準と保険契約会計基準を同時に適用することが容易になり、保険者が2つの主要な基準の変更に対処し、それらの導入に伴うコスト及び複雑性への対応をせまられる可能性が低減されるかもしれない。IASBの暫定決定と保険契約プロジェクトとの関係への言及は、IASBが保険契約プロジェクトのスケジュールに真摯に取り組んでいることを示している。

保険契約プロジェクトの今後の方向性(FASB単独)

FASBは現行のU.S. GAAPの改善について検討し、適用範囲を保険会社に限定する予定である。

論点

ASU案への回答の中で、保険契約に関する会計基準の開発のためにFASBが取るべき将来の方向性について、コメントが寄せられた。多くの回答者はU.S. GAAPとIFRSのコンバージェンスを支持したが、その他の回答者は、コンバージェンスが達成されないのであれば、U.S. GAAPの改善についてのみ検討すべきであるとコメントした。また、損害保険業界の大部分の回答者は、現行のガイダンスはASU案のガイダンスより優れているとして、短期契約に関する現行のU.S. GAAPの変更に反対した。

加えて、現行のU.S. GAAPでは、保険会社の定義を満たす企業のみが保険会計のガイダンスの適用対象となるが、ASU案においては、保険会社ではない企業によって締結された契約を含む、保険契約の定義を満たした全ての保険契約にガイダンスが適用される。保険業界以外の多くの回答者は、適用範囲を保険業界以外の企業にまで広げるべきではないと考えた。

FASBスタッフの提案

ASU案に対するフィードバックをもとに、FASBスタッフは保険契約プロジェクトの全体的な方向性に関する4つの代替案を提示した。

代替案A	<ul style="list-style-type: none">保険契約に関する会計に係る包括的プロジェクトを継続する。ASU案のガイダンスを再審議する際に、スタッフによって特定された論点を検討する。
代替案B	<ul style="list-style-type: none">長期保険契約の会計処理に関するプロジェクトを継続する。再審議において、スタッフにより特定されたビルディング・ブロック・アプローチに関する論点のみを検討する。その後、U.S. GAAPにおける短期保険契約のガイダンスの改善を検討するために、保険契約プロジェクトの第2フェーズを加えるべきか評価する。
代替案C	<ul style="list-style-type: none">スタッフによって特定されたUS. GAAPの潜在的な改善について検討する。
代替案D	<ul style="list-style-type: none">IASBが保険契約の最終基準書を発行するまで再審議を延期する。

FASBスタッフは、IFRSとのコンバージェンスを達成することをFASBが望むのであれば、代替案Aを提案するとし、ASU案に対する損害保険業界の懸念は再審議の過程で対処できると述べた。ただし、FASBがさらなるコンバージェンスは達成不可能と考えるのであれば、代替案Cを提案すると述べた。

またFASBスタッフは、プロジェクトの適用範囲について、引き続き保険契約を発行するすべての企業を含めるべきであり、保険会社のみに制限すべきではないと主張した。

FASBの審議

FASBは長期契約及び短期契約に係る代替案をそれぞれ検討した。

- 短期契約について、FASBメンバーは現行のU.S. GAAPガイダンスを維持し、開示に関する限定的な改善のみを実施することに幅広い支持を表明した。
- 長期契約について、一部のFASBメンバーは、コンバージェンスによって、2つの異なるモデルに準拠する国際的な保険会社のコスト及び複雑性を軽減することになるため、代替案Bを支持した。その他のFASBメンバーは、コンバージェンスは達成不可能であると考え、代替案Cを支持した。

再審議が代替案Bまたは代替案Cのいずれから始まるかに関係なく、最終点は同じになる可能性がある。一部のFASBメンバーは、長期契約に関する単一の包括的なモデルの必要性を認めている。代替案A及び代替案DについてはFASBメンバーからの支持は表明されなかった。

多くのFASBメンバーは、会計基準は取引を行っている企業ではなく、取引に焦点を当てるべきであると指摘しているものの、現行のU.S. GAAPと同様に、適用範囲を保険会社に限定しなければならないと感じていた。FASBメンバーはまた、プロジェクトの進展に伴い、保険会社が発行していない特定の契約についても含めるように適用範囲を拡大する可能性についても審議した。1人のFASBメンバーは、適用範囲にすべての金融機関を含めることについて疑問を呈した。

FASBの決定

FASBは以下のように決定した。

- 短期契約については、認識及び測定に関する現行のU.S. GAAPモデルは変更せずに、開示についての限定的な改善に労力を集中する。
- 長期契約については、現行のU.S. GAAPの限定的な改善に取り組んだ後、これらの改善をIASBの決定したビルディング・ブロック・アプローチと比較して評価を行う。

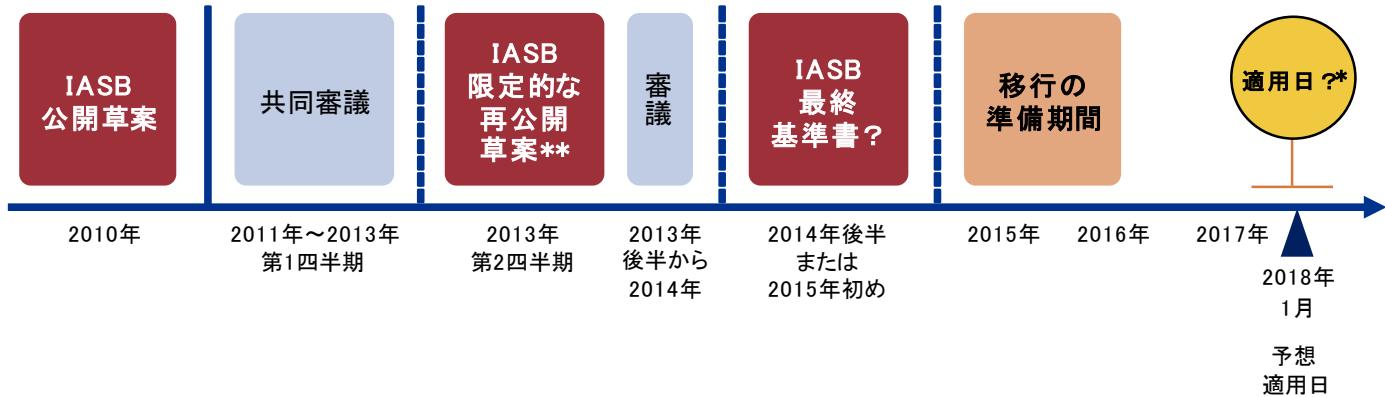
FASBはまた、保険契約プロジェクトの適用範囲は保険会社に限定されることも決定した。ただし、非保険会社が発行した契約は、プロジェクトの進展に伴い適用範囲に加えられる可能性がある。

KPMGの所見

プロジェクトの今後の方向性についてなされた決定により、IASBとFASBの保険契約プロジェクトのさらなるコンバージェンスは、極めて限定的なものとなる可能性が高い。

マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再公表し、2013年6月にED/2013/7「保険契約」を公表した。最終基準書は、2014年後半または2015年初めより前となる可能性は低いと予想される。



* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる予定である。IASBスタッフは、コメント・レターを受領する前には、基準書の発行日は2014年の終わりから2015年初めになると予想していたため、強制適用日は、2018年1月1日以降開始する事業年度になると見込まれる。IFRS第9号の強制適用日を2018年1月1日とする暫定決定を考慮すれば、2018年1月1日がIASBの目標であることは明らかである。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

ファイナンシャルサービス本部

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2014年2月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS保険ニュースレター(IFRS-Insurance Newsletter)は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。